

令和7年度 第11回 諏訪市農業委員会 議事録

公表用

第11回諏訪市農業委員会を次のとおり招集した。

- 1 日 時 令和8年2月25日(水曜日) 午後2時
- 2 場 所 諏訪市役所 3階 302会議室
- 3 出席委員数
- |      |            |
|------|------------|
| 農業委員 | 12名        |
| 会 長  | 12番 小泉 幸善  |
| 会長代理 | 2番 岩波 眞喜雄  |
| 会長代理 | 5番 矢崎 勝美   |
|      | 1番 藤森 正一   |
|      | 3番 湯澤 広充   |
|      | 4番 田中 政文   |
|      | 6番 飯田 吉三   |
|      | 7番 濱 幸彦    |
|      | 8番 宮坂 誠一   |
|      | 9番 溝口 喜視   |
|      | 10番 五味 恵美子 |
|      | 11番 藤森 紀保  |
- 農地利用最適化推進委員 9名(小松弘明委員 欠席)
- |  |       |
|--|-------|
|  | 河西 正裕 |
|  | 小泉 辰也 |
|  | 伊藤 賢次 |
|  | 藤森 芳樹 |
|  | 金子 善行 |
|  | 矢崎 俊実 |
|  | 矢澤 博司 |
|  | 原 孝志  |
|  | 林 隆史  |
- 4 農業委員会事務局
- |          |       |
|----------|-------|
| 局 長      | 雨宮 寛之 |
| 次 長      | 菊池 卓也 |
| 主 査      | 池田 一真 |
| 主 任      | 荒牧 幸治 |
| 会計年度任用職員 | 細田 栄一 |
- 5 署名委員
- |  |           |
|--|-----------|
|  | 2番 岩波 眞喜雄 |
|  | 3番 湯澤 広充  |
- 6 会議の概要
- 会議の概要については次のとおり  
なお、農業委員会等に関する法律第31条に基づく議事参与の制限は  
適正に行われている

<b>○委員会成立報告</b>	
事務局 雨宮寛之 局長	みなさん、こんにちは。 これより令和7年度第11回諏訪市農業委員会を開会いたします。 本日、欠席の農業委員はおりません。12名全員出席ですので諏訪市農業委員会会議規則第5条の規定により本会議は成立です。 また、本日、農地利用最適化推進委員の小松委員が欠席です。出席委員は9名です。
<b>○議事録署名人の指名</b>	
事務局 雨宮寛之 局長	議事録署名委員を指名いたします。 諏訪市農業委員会会議規則第12条の規定により、本日の議事録署名人に2番の岩波眞喜雄委員、3番の湯澤広充委員を指名します。 それでは以後の進行は会長にお願いします。
<b>○会長あいさつ</b>	
小泉幸善 会長	皆様、ご苦勞様でございます。久しぶりの雨模様です。 このところ春が来たかの4月の陽気のような状況です。今回は非常に案件の件数が多くなっております。スムーズな審議をよろしくお願いします。 それでは2月の総会をただいまより開催します。 議事に入る前に事務局より連絡があります。

<b>○資料修正の連絡</b>	
事務局 池田一真 主査	申し訳ございません。議案集の修正をお願いします。 議案集の7ページの地図ですが、2つの事案を地図に掲載しNo.を振らせていただいておりますが、こちらのNo.が入れ替わっておりました。申し訳ございませんが訂正をお願い致します。
小泉幸善 会長	それでは議事に入ります。 1ページ、議案第29号農地法第3条の規定による許可申請について、No.18高島の件、説明をお願いします。

<b>○議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について</b>	
8番 宮坂誠一 委員	(No.18) 所在は高島一丁目、〇〇番、地目は台帳、現況共に畑。面積は〇〇㎡。 契約内容は売買で〇〇円です。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人が〇〇の〇〇さん。譲渡人と譲受人は姉弟です。 〔場所の説明〕。譲受人は遠方に居住し耕作困難、譲受人は申請地の裏手の畑を所有しております。 譲受人は田を3反以上と畑も500㎡以上所有しております。また農機具は耕運機を所有し、農作業歴も40年以上あります。 小和田牧野農業協同組合の同意書が添付されております。
小泉幸善 会長	この件についてご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし) この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。 続きまして、同じく農地法第3条の規定による許可申請について、No.19城南の件、説明をお願いします。
11番 藤森紀保 委員	(No.19) 所在は城南二丁目、〇〇番。〔場所の説明〕。地目は台帳、現況共に畑です。面積は〇〇㎡。契約内容は売買で〇〇円です。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は城南二丁目の〇〇さん。本件は譲受人が相続により取得した土

	<p>地を申請地付近に居住する譲受人が自家用野菜の栽培を目的に購入するため、今回の申請になりました。</p> <p>作付け予定作物は長ネギ、トマト、きゅうりです。小型耕運機をリースし夫婦で耕作する予定です。</p> <p>審議のほどよろしく申し上げます。</p>
小泉幸善 会長	<p>この件についてご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし)</p> <p>この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手) 全員賛成です。</p> <p>続きまして、同じく農地法第3条の規定による許可申請について、No.20 豊田の件、説明をお願いします。</p>
6番 飯田吉三 委員	<p>(No.20)</p> <p>所在は大字豊田字清雲開、〇〇番。地目は台帳、現況共に田です。面積は〇〇㎡。[場所の説明]。契約内容は売買で〇〇円です。諸費用は譲受人が負担するそうです。</p> <p>譲受人は〇〇の〇〇さんで事由は耕作困難です。譲受人は〇〇の〇〇さんで〇〇の代表です。そのため、農機具等は問題ありません。</p> <p>譲受人は相続で取得しましたが耕作困難ということで、当初は土地改良区に無償で譲りたいと話がありました。しかし、土地改良区で土地を取得できないため、農業委員に購入者の相談があり、周囲の田の所有者にも相談したが購入希望がなかったため、これまで委託を受けていた、〇〇に打診しましたが購入に至らず、譲受人に相談をしたところ、今回話がまとまったという経過です。</p> <p>以上です。</p>
小泉幸善 会長	<p>この件についてご意見ご質問がありましたらお願いします。</p>
A 委員	<p>昨年より、3条申請で申請地が地域計画の対象となる農振農用地かどうかの確認と、担い手になっているか留意のうえ審査するよう話がありました。</p> <p>議案集にも農振農用地の記載があり、本件の譲受人は担い手としてよく名前がでており存じていますが、審査する上で計画区域内かと担い手かの説明をお願いしたいと思います。</p>
6番 飯田吉三 委員	<p>本件は農振農用地で譲受人は担い手になっています。</p>
事務局 池田一真 主査	<p>事務局から議案集について補足させていただきます。先ほどご指摘いただきましたとおり、今月から地図の左上に農振農用地と記載させていただきましたが、こちらは申請地が農振農用地である場合に記載します。</p> <p>参考になりますが、申請地が複数の筆があり、特定の筆のみ農振農用地の場合は対象の筆の地番を記載していますのでご承知おきいただければと思います。</p>
小泉幸善 会長	<p>その他にご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし)</p> <p>この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手) 全員賛成です。</p> <p>続きまして、同じく農地法第3条の規定による許可申請について、No.21 豊田の件、説明をお願いします。</p>
推進委員 林隆史 委員	<p>(No.21)</p> <p>所在は大字豊田字藻池、地番は〇〇番、〇〇番です。地目は台帳が田、現況は畑になっています。面積は〇〇㎡と〇〇㎡の計〇〇㎡です。[場所の説明]。周りは宅地に囲まれ、譲受人の畑と隣接した土地となります。</p> <p>譲渡人は〇〇さんで高齢により耕作が困難になり売却を希望。譲受人の〇〇さんは近隣に居住し、自身の畑と隣接地のため購入し規模拡大したいとの意向です。譲渡人は専従ではありませんが、近隣で3反歩の水稻を行っております。乗用トラクター、管理機、運搬機等を保有しており、申請地では両親とともにばれいしょを作る計画となっています。</p>

	説明は以上です。
小泉幸善 会長	この件についてご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし) この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手) 全員賛成です。 続きまして、同じく農地法第3条の規定による許可申請について、No.22 豊田の件、説明をお願いします。
推進委員 小泉辰也 委員	(No.22) 所在は大字豊田字井戸、〇〇番、〇〇番。地目は台帳、現況ともに畑です。面積は〇〇㎡、〇〇㎡の計〇〇㎡になります。契約内容は売買。坪〇〇円で〇〇円になります。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんで内容は規模拡大になります。 場所は地図に記載のとおりですが、地図の下側より進入路があり、申請地まで入っていくことができます。譲受人は約9,000㎡の農地を保有し、妹と二人で従事しているほか、臨時で5人ほど雇用し耕作しているようです。トラクター3台、田植え機が1台、コンバインが1台、刈り払い機が5台等を保有し、大々的に農業をやっているようです。 ここも農振農用地で担い手となっています。
小泉幸善 会長	この件についてご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし) この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手) 全員賛成です。 続きまして、同じく農地法第3条の規定による許可申請について、No.23、24 中洲の件、併せて説明をお願いします。
10番 五味恵美子 委員	(No.23、24) まず共有物分割について説明させていただきます。共有物分割とは共有物の共有状態を解消する一連の手続きです。本事例は持分に分筆し、持分を交換する現物分割に該当します。登記原因は共有物分割と記載されます。 申請者は〇〇さんと〇〇さんの兄弟です。令和〇年〇月〇日に中洲〇〇番と〇〇番の2筆を持分2分の1ずつの協同持分保有として相続されました。共有状態では将来発生する相続等の際に問題となる可能性があることから単独所有にするとの協議がされました。令和〇年〇月〇日に分筆登記が完了しており、権利を相互交換し、権利を単一所有とするための申請です。 〔場所の説明〕。〇〇番は〇〇番に分筆。〇〇番は〇〇番に分筆され、お互いに〇〇㎡を所有します。〇〇番、〇〇番は〇〇さんから〇〇さんに所有権が移転されます。分筆後の〇〇番と〇〇番は〇〇さんから〇〇さんに所有権が移転されます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
小泉幸善 会長	この件についてご意見ご質問がありましたらお願いします。
B 委員	土地の形状がそれぞれL形になっていますが何か事情はわかりますか。
10番 五味恵美子 委員	隣接地に〇〇さんの自宅があるため、自宅と一体になるように分筆したのではないかと思います。
事務局 池田一真 主査	事務局から補足させていただきます。申請地の福島新町側にも筆が分かれた田がありまして、実際は申請地を含めた1枚の田になっています。福島新町側の田は〇〇さん所有の土地になっています。奥の筆への進入路を確保する目的でもこのような形で分筆しているものと思われます。

小泉幸善 会長	<p>その他にご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし)</p> <p>この件についてNo.23、24併せて、許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。</p> <p>続きまして、同じく農地法第3条の規定による許可申請について、No.25 湖南の件、説明をお願いします。</p>
4番 田中政文 委員	<p>(No.25)</p> <p>所在は湖南字堀合、〇〇番、〇〇番、〇〇番。地目は台帳が3筆共に田、現況は2筆が畑、1筆が田です。面積は合計〇〇㎡です。契約内容は売買で〇〇円。譲渡人は〇〇の〇〇さんで事由は耕作困難です。譲受人は〇〇の〇〇さんで事由は規模拡大です。</p> <p>譲渡人は平成〇年に相続しましたが、平成〇年より〇〇で居住しています。近年、母が亡くなり、諏訪には誰も住んでいない状態になっています。</p> <p>譲受人は地域計画の担い手に登録されており、借地を含めて稲作で5ha、その他に3反歩のハウス栽培をしています。</p> <p>[場所の説明]。</p> <p>補足として、売買価格については自宅の地続きの土地は宅地並みの価格とされ畑と田で単価は異なりますが、平均すると先ほど説明の金額となります。</p> <p>説明は以上です。</p>
小泉幸善 会長	<p>この件についてご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし)</p> <p>この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。</p> <p>続きまして、同じく農地法第3条の規定による許可申請について、No.26 湖南の件、説明をお願いします。</p>
4番 田中政文 委員	<p>(No.26)</p> <p>所在は湖南字鍵田、〇〇番。台帳、現況共に畑です。面積は〇〇㎡。契約内容は売買で〇〇円。譲渡人は先ほどの〇〇さんで耕作困難。譲受人は〇〇の〇〇さんで事由は規模拡大です。[場所の説明]。</p> <p>譲受人は〇〇に居住しておりますが、元々に茅野市に在住しており、現在茅野市に〇〇㎡の田を所有しており、茅野市の農業委員会発行の耕作証明書が添付されています。また申請地の隣接地を別の方から借りて耕作をしています。今回は地続きの土地を購入したいという申請です。耕運機等を所有しています。</p> <p>申請地は農振農用地に該当しますが、地域計画の担い手に登録されていないため、今後担い手登録が必要となります。</p> <p>説明は以上です。</p>
小泉幸善 会長	<p>昨年もありましたが、担い手の登録がない場合は今年の見直しで修正されるということよろしいでしょうか。</p>
事務局 池田一真 主査	<p>地域計画の修正については、基本的には1年に1度行う予定となっております。昨年12月に説明会が開催されまして、現在変更の手続き中となっております。こちらの事案についてもおおよそ令和8年12月の変更の対象となる予定です。</p>
小泉幸善 会長	<p>この件についてご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし)</p> <p>この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。</p> <p>続きまして、同じく農地法第3条の規定による許可申請について、No.27 湖南の件、説明をお願いします。</p>
4番 田中政文 委員	<p>(No.27)</p> <p>所在は湖南字大道下、地番は〇〇番。台帳が田、現況も田です。面積が〇〇㎡。契約内容は贈与です。譲渡人は〇〇の〇〇さん、事由は耕作困難です。譲受人は〇〇の〇〇さん。譲渡人と譲受人はいとこにあたります。譲受人</p>

	<p>側が本家であり、譲渡人も帰郷の予定がないため、本家に土地を戻したいということで話が動いてきました。</p> <p>譲受人は規模拡大となりますが、現在、2,100㎡の耕作地を有しており、耕作の機械も一通り所有しております。</p> <p>〔場所の説明〕。周りは田に囲まれた農振農用地です。譲受人は地域計画の担い手登録がされていないため、今後登録が必要となります。</p> <p>説明は以上です。</p>
小泉幸善 会長	<p>この件についてご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし)</p> <p>この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手) 全員賛成です。</p> <p>続きまして、同じく農地法第3条の規定による許可申請について、No.28、29 湖南の件、併せて説明をお願いします。</p>
推進委員 金子善行 委員	<p>(No.28、29)</p> <p>所在は湖南字辻、〇〇番と〇〇番です。台帳上は田ですが、現況は耕作していない畑です。〔場所の説明〕。申請地が囲んだ形の宅地がありますが、その宅地が譲受人の居住地になります。</p> <p>〇〇番は〇〇㎡、契約内容は売買で〇〇円。〇〇番は〇〇㎡で同じく売買で〇〇円の契約です。譲渡人はそれぞれ違っており、No.28が〇〇の〇〇さん、No.29は〇〇の〇〇さんです。譲受人は〇〇さんで自宅の周りに畑を設けるという計画です。</p> <p>譲受人は造園業を営んでおり、耕運機も所有しています。</p> <p>説明は以上になります。よろしくをお願いします。</p>
小泉幸善 会長	<p>私の方からになりますが、何年も耕作されていない土地で耕作されるか心配なところです。今回、3条の申請で12件出ているところですが、第3条の許可が出たところについては農地パトロールの際に耕作されているか、是非確認をお願いします。</p> <p>その他にご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし)</p> <p>本件については別々に審議をします。</p> <p>No.28の件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手) 全員賛成です。</p> <p>No.29の件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手) 全員賛成です。</p> <p>続きまして、同じく農地法第3条の規定による許可申請について、No.30 湖南の件、説明をお願いします。</p> <p>またこちらは〇〇委員が譲受人となるため、審議の間、退室をお願いします。(〇〇委員退室)</p>
1番 藤森正一 委員	<p>(No.30)</p> <p>所在は大字湖南、字鴨池、地番が〇〇番。地目は台帳、現況ともに田です。面積は〇〇㎡。売買で〇〇円です。譲渡人は〇〇の〇〇さんと〇〇の〇〇さんで事由は耕作困難です。譲受人は〇〇さんで事由は規模拡大です。</p> <p>〔場所の説明〕。以前に耕地整理されたところで同じ面積で田が連なっています。申請地の左右の田は譲受人が現在耕作している土地になります。譲渡人の2人は兄妹で相続により取得されましたが、高齢、遠方により隣接地の所有者である譲受人に買ってほしいとの話になったようです。</p> <p>譲受人は機械一式を保有しています。申請地は農振農用地に該当しますが、譲受人は担い手ではないため、今後、担い手としての登録が必要になります。</p> <p>以上です。</p>
小泉幸善 会長	<p>この件についてご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし)</p> <p>この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手) 全員賛成です。</p>

	(〇〇委員入室) 続きまして、議案第30号農地法第5条の規定による許可申請について、No.4 2 岡村の件、説明をお願いします。
--	---

○議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について	
7番 濱幸彦 委員	(No.42) 〔場所の説明〕。この土地は昨年4月に新規就農の3条の申請で審議して頂いたところになります。当時は面積が〇〇㎡となっていました、今回分筆にあたり測量したところ、全体が〇〇㎡あり、うち〇〇㎡を息子の家を建てたいという申請になります。2階建て1棟〇〇㎡の建築面積です。 息子さんは現在アパート暮らしで、新居を岡村のあたりで建てたいと土地を探していたが、良い土地がないというところで、昨年父が購入した土地を利用して建築するというので今回申請されています。 〔資金調達計画の確認〕。 雨水は地下浸透、汚水は公共下水道に接続します。昨年4月に3条で取得し、10カ月での5条の申請となっています。そのあたりのご意見をいただきながら審議をお願いします。
小泉幸善 会長	非常に難しい案件ですね。この件についてご意見ご質問がありましたらお願いします。
A 委員	3年3作の要件は廃止されているということでよろしかったでしょうか。
事務局 細田栄一 会計 年度任用職員	補足させていただきます。3条申請は現在面積要件が廃止されています。3条申請は、耕作に従事できるか、周りの農地に影響を与えないか、所有する農地を全て耕作できるかという点で主な要件になります。以前は3条で取得した土地について、3年は作るように、という要件があったようですが現在は廃止されています。 なお、こちらの土地については昨年4月にも5条申請の相談を受けておりました。
事務局 池田一真 主査	今の説明について補足させていただきます。 まず、経過になりますが、確かに昨年4月の時点で5条申請の相談を受けておりました。ただし、申請の内容は家庭菜園を目的に宅地として宅地拡張したとの内容でした。貸付人は申請地の道向かいに家を構えています、家庭菜園としての宅地拡張の要件として、拡張する敷地が既存宅地よりも小さいこと、また、既存宅地と隣接することが要件となることから、家庭菜園と目的とする5条申請はできませんということで私の方からお断りさせていただいております。そうしたところ、作物を作るので畑として申請したいということで3条の申請が提出され、ご審議をいただきました。経過としては以上の経過となります。 また、3年3作についても補足させていただきます。 3年3作は国の基準によるルールではなく、長野県から昭和55年の通知で3条許可による取得後、転用を制限するようにとの指示がでていたようです。しかし、平成23年に改めて県から通知が発出され、3年3作の要件は廃止するとの内容の通知がでております。一方で県からは取得後3年間は農地利用するように、制限はしないが指導していくようにとの内容となっております。 また、国からの通知では令和4年の通知で農地取得後3年間の転用を認めないという対応は、本来の転用許可基準に基づかないものであるため、3年3作を要件に転用許可を認めないということには行わないように、との通知が出ておりますのでご報告させていただきます。
小泉幸善 会長	今の説明を踏まえて何かございますか。
C 委員	申請地は道路に接しておらず、接道道路が4mないため、住宅が建たないと思いますが、どうでしょうか。

事務局 池田一真 主査	申請地と道路の間の土地は農地ではありませんが、今回申請者が取得し、申請地と一体の宅地として建築される図面がついております。
A 委員	3年3作は基準としては適用されないということですが、理由書や経過書は添付されていますか。
7番 濱幸彦 委員	転用の目的としては、岡村地区で適切な土地を見つけることができなかつた。そのようななかで、父が実家に隣接している該当農地を取得し、家庭菜園として耕作を行っております。今回、父より農地の一部分を分筆して住宅を建築してはどうかと提案がなされ、家族内で協議をした結果、使用貸借により住宅を建築することとなりました、との内容です。
D 委員	この場所は国道のバイパスの計画地になっているのでしょうか。
事務局 細田栄一 会計 年度任用職員	正確なことはわかりませんが、トンネルとなる可能性があります。
事務局 雨宮寛之 局長	私のほうからになります。この件については制度上、書類がそろっている以上、通さざるを得ないのかなと思います。では、どうするのかという点ですが、貸付人が今後3条申請を新たに申請した際には耕作の見込みがないということで不許可にする、ということは考えられます。
A 委員	私の考えでは、許可を認めないというわけではありませんが、貸付人の理由書はつけていただく必要があると思います。 例えば、貸付人が息子からの強い希望があったため、応じたなど実際は色々あると思いますが、A4の紙1枚程度で提出して頂きたいと思います。
小泉幸善 会長	書類上、整っている以上は通さざるを得ないとの局長の話ですが、とにかく3条で買ってすぐに転用することには罰則がありません。これは大きな課題だと思います。 やっぱり急遽家を建てることになった理由書は必要だと思います。
E 委員	今の説明では、親の方から提案があったとの内容になっているので、よく確認が必要だと思います。
小泉幸善 会長	事務局の方に追加で書類を提出していただいて、条件付きで許可相当とすることでいかがでしょうか。
事務局 池田一真 主査	今回の事例について、理由書を強制させることは難しいかと思いますが、審議上、良くないという農業委員会としての意見になったことを伝え、経過をまとめた追加資料の提出を求める、ということにしたいと思いますがよろしいでしょうか。
A 委員	本件は許可要件の全部耕作に該当するので、資料の提出は問題ないのではないのでしょうか。
事務局 池田一真 主査	全部耕作は3条の許可要件になるため、今回の申請の要件とすることはできません。しかし、先ほど課長からも説明がありましたとおり、次に貸付人が3条の申請を行った際には、今回の実績を踏まえ不許可にすることは可能かと思えます。 しかし、今回の5条申請については不許可とする明確な理由がない、という状況になります。
小泉幸善 会長	分筆して残る畑は引き続き耕作するということがありますが、地続きとみなせば家庭菜園として宅地にできるのではないのでしょうか。
事務局 池田一真 主査	計画上、農転範囲として家庭菜園も含めて申請が行われた場合、家庭菜園として宅地にすることは可能です。一方で分筆をし、宅地部分と残る畑を分けて申請がされているため、残る畑も含めて宅地としての申請を強制することはできません。
小泉幸善 会長	色々課題のあるところですが、書類が揃っている以上は許可せざるを得ないということで、もし今後貸付人が3条で取得する場合には不許可にすることと、追加で理由書を求めるということで条件付きで許可相当とすることに

	<p>ついて、許可して良いという方は挙手をお願いします。一応条件付きということで許可相当です。</p> <p>続きまして、同じく農地法第5条の規定による許可申請について、No.43 洪崎の件、小松委員が欠席の為、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 池田一真 主査	<p>(No.43)</p> <p>所在は洪崎、〇〇番。地目は台帳、現況ともに田です。面積は〇〇㎡。〔場所の説明〕。申請地の西側の土地は今回の譲渡人所有の土地でしたが令和6年9月の総会事案として審議され、個人住宅として転用許可が取得されています。</p> <p>申請目的は宅地造成〇区画です。譲渡人は〇〇の〇〇さんで、譲受人は〇〇の〇〇さん(法人)になります。契約内容は売買で売買価格は〇〇円です。</p> <p>〔資金調達計画の確認〕。</p> <p>申請地の周囲の状況は北側、東側が道路、西側が宅地、南側が宅地と田となります。宅地との境界は既存擁壁を活用、田との境界は新たに L 型擁壁を設置し、土砂等の流出を防止します。</p> <p>その他、雨水は地下浸透により敷地内処理、汚水は公共下水道に接続します。地元区長、小和田牧野農業協同組合への説明が行われ、小和田牧野農業協同組合からの同意書が添付されています。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
小泉幸善 会長	<p>この件についてご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし)</p> <p>この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手) 全員賛成です。</p> <p>続きまして、同じく農地法第5条の規定による許可申請について、No.44 四賀の件、説明をお願いします。</p>
推進委員 矢崎俊実 委員	<p>(No.44)</p> <p>所在は四賀字寺上、地番が〇〇番。地目は台帳が畑、現況も畑ですが何年も耕作されていないところです。申請目的は駐車場で〇台ほどの規模です。</p> <p>譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇さん(法人)です。〔場所の説明〕。北側は市道、東側と西側には畑がありますが、不耕作の土地になっています。南側は譲受人所有の土地です。</p> <p>契約内容は贈与で譲渡人は令和〇年に相続しましたが、高齢等により耕作困難であり、譲受人に寄付したい。〔譲受人事業の説明〕。</p> <p>少し砂利を敷きますがほとんど造成はされません。〇〇円の費用をみこんでおり、〔資金調達計画の確認〕。</p> <p>雨水は地下浸透により処理します。周辺への影響は特にないかと思われます。</p> <p>以上です。</p>
小泉幸善 会長	<p>この件についてご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし)</p> <p>この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手) 全員賛成です。</p> <p>続きまして、議案第31号 諏訪市情報セキュリティポリシー見直しに係る「地方自治法第180条の7に基づく委任」について、説明をお願いします。</p>

### ○議案第31号 諏訪市情報セキュリティポリシー見直しに係る「地方自治法第180条の7に基づく委任」について

事務局 菊池卓也 次長	<p>本日お配りした資料をご覧ください。早速ですが修正をお願いします。</p> <p>資料の表題が諏訪市セキュリティポリシーとなっていますが、諏訪市情報セキュリティポリシーの誤りになりますので修正をお願いします。</p> <p>今回お諮りするの、諏訪市情報セキュリティポリシー見直しに係る「地方</p>
----------------	---

	<p>自治法第180条の7に基づく委任」について、になります。</p> <p>まず、策定の経緯になりますが、令和6年6月26日公布の、地方自治法の一部を改正する法律において、地方公共団体等におけるサイバーセキュリティを確保するための方針を定め必要な措置を講じなければならないもの、とされました。</p> <p>それに伴い、諏訪市は現在策定している情報セキュリティポリシー(基本方針)を見直し、自治法上の方針とすることが可能とされています。新たに策定する必要はないとされております。</p> <p>その基本方針が、別綴りで、「諏訪市情報セキュリティポリシー(基本方針)」と書かれたものをお配りしております。こちらは、企画政策課で作成したものです。中をご覧いただくと、まだ、案の段階ですが赤字の部分が法律に基づいて今回見直しされる箇所になります。</p> <p>この方針の策定は執行機関ごとに策定すること、とされているため本来、農業委員会も個別に方針を作成しないといけないところですが、一つの方針を複数の機関で共同策定することも可能とされております。そのためには、地方自治法第180条の7に基づいた委任が必要とされています。ここまでの説明の内容が資料に記載しております。</p> <p>共同策定の場合でも各執行機関等において、決裁等により方針を決定する必要があるとされています。</p> <p>よって、今回、諏訪市農業委員会においては、共同策定するにあたり、「地方自治法第180条の7に基づいた委任」を行うこととしたい、と考えております。</p> <p>以上につきまして、ご審議、ご承認いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。</p>
小泉幸善 会長	共同策定でよいかどうかを審議するということですね。
事務局 雨宮寛之 局長	本来、農業委員会独自で策定が必要となりますが、それぞれ作ってもあまり意味がないので、諏訪市が作ったセキュリティポリシーを準用する、ということについて、議決が必要ということになります。
小泉幸善 会長	ただいまの説明について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。
E 委員	これは市当局が内容について精査し、農業委員会に対しても内容に問題ないというものでよろしいですか。
小泉幸善 会長	<p>その他にご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし)</p> <p>この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。</p> <p>続きまして、協議第5号農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画について、説明をお願いします。</p>

### ○協議第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画について

事務局 荒牧幸治 主任	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画の機構配分とありますが、今回102筆が対象になります。エリアは明細の後に位置図をつけておりますが色がついているところが今回の対象となっております。</p> <p>令和5年度から6年度にかけて農地中間管理機構に対し、土地の所有者が貸し出しを行った土地について、対象地の基盤整備工事が完了することから担い手に対し配分するための利用権設定の手続きとなります。</p> <p>明細をご覧いただきますと貸付者の方は多数いらっしゃいますが、耕作者の方は2名となります。借入開始時期は令和8年4月1日となっております。補足になりますが、借入周期は期間がそれぞれ異なっておりますが、こちらは集積</p>
----------------	--

	<p>を行ったタイミングから起算して10年となるため、集積を行ったタイミングにより異なっておりますのでご承知おきください。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
小泉幸善 会長	<p>地図の中で、色がついていないところは土地の所有者が耕作するということでしょうか。</p>
事務局 荒牧幸治 主任	<p>白塗りの箇所は、工事中の箇所その他、自作される方、現時点で集積手続きが行われていない土地になります。集積手続きが行われていない土地については、今後追って手続きを行っていく予定です。</p>
小泉幸善 会長	<p>今後の圃場が大規模化されると聞いていますが、現在の地図だと圃場がどう変わるかわからないため、今後、区画がわかる資料が出来ましたら提供をお願いします。</p> <p>その他にご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし)</p> <p>この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手) 全員賛成です。</p> <p>以上で、本日の議案は終了しました。</p>